

(5) 障害児支援

① 現状と今後の方向性

「障害児支援」のうち障害児通所支援は、平成24年4月の児童福祉法改正により開始されたサービスで、このうち児童発達支援と放課後等デイサービスについては、事業者参入が進み、利用者数及びサービス利用量ともに急速に増加している状況にあります。また、保育所等訪問支援については、こども療育センター等に専門スタッフを配置し、平成27年度からサービスを開始しています。サービス開始以降、その利用者数は年々増加しています。

障害児入所支援については、平成24年4月の児童福祉法改正により、重度・重複障害等への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実することを目的に、サービス体系が再編されたもので、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害児相談支援については、対象となる障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、利用者数が伸びています。

このように、サービス利用量が急速に増加している事業があることから、引き続きサービスの質の確保と提供体制の強化に取り組みます。

また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加等を推進する必要があります。このため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる量の見込みを示したうえで、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育園や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受け入れの体制の確保に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援 ※

〔未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	7,104	7,240	8,046	10,062	11,142	12,339
利用者数	【人/月】	805	819	894	1,118	1,238	1,371

※令和2年度分は見込み

(イ) 医療型児童発達支援 ※

〔肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	528	244	477	550	550	550
利用者数	【人/月】	51	51	53	55	55	55

※令和2年度分は見込み

(ウ) 放課後等デイサービス ※

〔就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	38,097	38,287	42,471	46,596	51,600	57,144
利用者数	【人/月】	3,068	3,080	3,267	3,883	4,300	4,762

※令和2年度分は見込み

(工) 保育所等訪問支援 ※

〔 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	69	70	78	94	108	122
利用者数	【人/月】	64	65	78	94	108	122

※令和2年度分は見込み

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

〔 重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	0	0	0	16	16	16
利用者数	【人/月】	0	0	0	2	2	2

※令和2年度分は見込み

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所施設 ※

〔 障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	19	21	21	21	21	21

※令和2年度分は見込み

(イ) 医療型障害児入所施設

〔 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	37	34	35	35	35	35

※令和2年度分は見込み

ウ 障害児相談支援 ※

〔 障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	294	327	380	558	642	726

※令和2年度分は見込み

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

〔 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	【人/年】	14	26	39	47	55	63

※令和2年度分は見込み

オ 子ども・子育て支援 新

(ア) 保育園・認定こども園 新

(保育園)
乳幼児の保護者が働いていたり、病気にかかっていたりしているため、昼間乳幼児の保育をすることができない
とき、保護者に代わって保育を実施
(認定こども園)
幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に実施

※カッコ内の数値は、県の集計による私立認定こども園の見込量であり、内数
※県集計については、令和元年度実績及び令和2年度見込みを踏まえ、今後の見込量を算出

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	465 (151)	440 (151)	452 (151)	465 (151)

※新規項目

(イ) 幼稚園 新

3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に実施

※カッコ内の数値は、県の集計による私立幼稚園の見込量であり、内数
※県集計については、令和元年度実績及び令和2年度見込みを踏まえ、今後の見込量を算出

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	533 (467)	533 (467)	533 (467)	533 (467)

※新規項目

(ウ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 新

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に実施

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	1,741	1,526	1,630	1,741

※新規項目